

行政手続法に基づく仙台市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年六月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第八号

行政手続法に基づく仙台市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法に基づく仙台市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年仙台市教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 当事者 法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（<u>同条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 二 [略] 三 当事者等 当事者及び当該不利益処分が<u>なされた</u>場合に自己の利益が害されることとなる参加人をいう。 （聴聞の通知等） 第三条 [略] 2 法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定による通知は、続行・再開聴聞期日通知書（別記様式第二号）によるものとする。 （聴聞の期日の変更） 第四条 当事者は、聴聞の期日に出頭できないやむを得ない事由がある場合には、聴聞期日変更願（別記様式第三号）により委員会（法第二十二条第二項（<u>法第二十五条後段において準用する場合を含む。</u>）の規定により通知（法第二十二条第三項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定による<u>揭示</u>による通知を含む。）又は告知された聴聞の期日の変更については、主宰者。以下この条において同じ。）に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 [2 ・ 3 略] （主宰者の指名の手続） 第八条 委員会は、法第十五条第一項の規定による聴聞の通知（同条第三項の<u>規定による揭示</u>による通知を含む。）の時までに、法第十九条第一項の主宰者を指名するものとする。 2 [略] （補佐人の出頭許可の手続） 第九条 法第二十条第三項の許可を受けようとする者は、聴聞の期日の五日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記様式第十一号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けた当事者又は参加人が、当該許可に係る補佐人及びその補佐する事項について、法第二十二条第二項（<u>法第二十五条後段において準用する場合を含む。</u>）の規定により通知（<u>法第二十二條第三項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定による揭示による通知を含む。</u>）又は告知された聴聞の期日における補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、当該聴聞の期日までに口頭によりこれを行うことができる。	（定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 当事者 法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（<u>同条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 二 [略] 三 当事者等 当事者及び当該不利益処分が<u>された</u>場合に自己の利益を害されることとなる参加人をいう。 （聴聞の通知等） 第三条 [略] 2 法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。<u>次条第一項及び第九条第一項において同じ。</u>）の規定による通知は、続行・再開聴聞期日通知書（別記様式第二号）によるものとする。 （聴聞の期日の変更） 第四条 当事者は、聴聞の期日に出頭できないやむを得ない事由がある場合には、聴聞期日変更願（別記様式第三号）により委員会（法第二十二条第二項の規定により通知（法第二十二条第三項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）<u>において準用する法第十五条第三項の公示の方法</u>による通知を含む。<u>第九条第一項において同じ。</u>）又は告知された聴聞の期日の変更については、主宰者。以下この条において同じ。）に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 [2 ・ 3 略] （主宰者の指名の手続） 第八条 委員会は、法第十五条第一項の規定による聴聞の通知（同条第三項の<u>公示の方法</u>による通知を含む。）の時までに、法第十九条第一項の主宰者を指名するものとする。 2 [略] （補佐人の出頭許可の手続） 第九条 法第二十条第三項の許可を受けようとする者は、聴聞の期日の五日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記様式第十一号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けた当事者又は参加人が、当該許可に係る補佐人及びその補佐する事項について、法第二十二条第二項の規定により通知又は告知された聴聞の期日における補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、当該聴聞の期日までに口頭によりこれを行うことができる。

[2 ・ 3 略] (口頭による弁明の録取) 第十九条 法第二十九条第一項の規定により法第三十条の規定による通知を受けた者（法第三十一条において準用する法<u>第十五条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下この条において「当事者」という。）に弁明を口頭で行わせる場合は、委員会は、弁明調書（別記様式第二十二号）を作成し、これを当事者に読み聞かせて誤りのないことを確認したうえで、当事者に署名させ、又は記名押印させなければならない。 (聴聞手続に関する規定の準用) 第二十条 第五条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「法第三十条の規定による通知を受けた者（法第三十一条において準用する法<u>第十五条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「法第十六条第一項又は法第十七条第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第十六条第一項」と、同条第二項中「法第十六条第四項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十一条において準用する法第十六条第四項」と読み替えるものとする。	[2 ・ 3 略] (口頭による弁明の録取) 第十九条 法第二十九条第一項の規定により法第三十条の規定による通知を受けた者（法第三十一条において準用する法<u>第十五条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下この条において「当事者」という。）に弁明を口頭で行わせる場合は、委員会は、弁明調書（別記様式第二十二号）を作成し、これを当事者に読み聞かせて誤りのないことを確認したうえで、当事者に署名させ、又は記名押印させなければならない。 (聴聞手続に関する規定の準用) 第二十条 第五条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「法第三十条の規定による通知を受けた者（法第三十一条において準用する法<u>第十五条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「法第十六条第一項又は法第十七条第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第十六条第一項」と、同条第二項中「法第十六条第四項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十一条において準用する法第十六条第四項」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育局総務人事部総務課)